

勸組合本部員ノ指導ノ下ニ齊々協議中ナリニカ漸ク協議進  
 リ本月六日別記嘆願書ヲ會社ニ提出セリ  
 本月九日午後一時ヨリ神田鎌倉河岸ノ倉庫事務所ニ於テ會  
 社側ハ倉庫主任久保田輝平 従業員側ハ關東合同労働組  
 合執行委員浜田兼義及従業員吉田勝雄ト會見シ 久保田ヨ  
 リ會社ニ於テハ嘆願事項中ノ健康保険制度實施ノ件ハ考慮  
 スヘキヲ以テ嘆願書撤回セラシメト交渉セシニ従業員側ハ  
 嘆願事項全部ノ容認ヲ主張シ交渉進ラズ午後三時頃會見ヲ  
 終リタリ 本月十日午後三時頃ヨリ池田兼義及吉田勝雄ハ  
 會社ヲ訪問シ須俣取締役ト會見シ約一時間ニ亘リ嘆願書ニ  
 對スル考慮ヲ懇願セル結果十四日會見ヲ約シ會見ヲ了ス  
 本月十四日午後一時ヨリ會社ニ於テ會社側ハ須俣取締役後従業員代表浜田兼  
 義吉田勝雄ト會見シ之種々折衝ノ結果午後三時ヨリ別記賞書ノ通知會セリ  
 右及申(通)報後也

別記一 嘆 願 書

- 一 日給二十元ヲ値上セシメタリ (但一月二十六日附屬上ヲ加至下ス)
  - 二 健康保険制度ヲ實施セシメタリ (但ニ急病ノ場合ハ日給全額ニ該書元健康ヲ支給スニト)
  - 三 年三回ノボーナスハ各日給額ノ一月分ヲ支給サレタリ
  - 四 年二回ノ昇給サレタリ (但ニ最低五元以上)
  - 五 親兄弟等母子ノ病氣元ノ場合ハ週一回ノ休暇ヲ取リ日給ノ半額ヲ支給サレタリ
  - 六 春秋二回ノ慰勞會ヲ開催サレタリ
  - 七 兵役関係者ニテハ事後補償習熟等ヲ享受スル結果ノ場合ハ日給全額支給セシメタリ
  - 八 正月三日間及大祭日ハ全休トシ日給全額ヲ支給サレタリ
- 又 會社名認セシメタリ  
 附記カ三、オ五、オ七、各回ノ中ハ曾ソシテ賞金ヲカニ折テ支給シタル賞書收書ノ改  
 訂ヲ意味スルモノ

昭和九年二月六日

博進社従業員代表  
 吉田勝雄 権仲一 岡  
 岡東合同労働組合代表

浜田兼義  
 池田兼一  
 吉田勝雄

株式会社博進社長  
 山平 副次 殿